

指 第 385 号  
令和2年5月29日

各社会福祉施設等  
施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長  
(公印省略)

### 社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について

令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されました。

社会福祉施設等の皆様におかれましては、これまで適切な感染防止策をいただき、感謝申し上げます。

県としては、今後も、県民の命を守るため、新型コロナウイルスのまん延防止対策に取り組む必要があることから、令和2年6月1日から令和2年6月18日までの間、別添1のとおり感染症対策に係る協力をお願いを行いました。

つきましては、これまでも感染防止策の徹底をお願いしているところではありますが、施設等におけるクラスター発生を防止するため、高齢者福祉施設においては、別添1の別紙「適切な感染防止策の具体的内容」により対策を引き続きお願いするとともに、障害福祉施設及び保護施設においても、別紙の内容を参考に対策を継続いただくようお願いいたします。

#### 【添付書類】

- 別添1：岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力をお願い
- 別添2：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方
- 別添3：「新しい生活様式」の実践例

岡山県保健福祉部 保健福祉課指導監査室 TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919 障害福祉課障害福祉サービス班 TEL:086-226-7345 FAX:086-224-6520 長寿社会課介護保険推進班 TEL:086-226-7324 FAX:086-224-2215
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------